

特殊事由による貨物の輸入について

輸入注意事項55第90号（55. 12. 11）

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

輸入貿易管理令の一部を改正する政令（昭和55年政令第285号）の施行に伴い、特殊事由による貨物の輸入については、次のとおり取扱います。

記

1 対象貨物

輸入公表（昭和41年4月30日付け通商産業省告示第170号）一の第1の表に掲げる貨物であって次のような特殊事由により、無償で輸入する貨物

- (1) 試験研究用及び商品見本に用いる貨物であって転売が行われない貨物
- (2) 商品クレーム等に基づく代替貨物
- (3) 使用目的達成後、荷送人に積戻す貨物
- (4) その他特殊事由による貨物

2 書面申請手続

(1) 申請先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室

(2) 申請期間

毎週水曜日と金曜日の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 申請書類

- ① 申請書 別表T2010によるもの 2通
- ② 申請理由書 別紙1によるもの 1通
- ③ 当該貨物の船積地域が確認できる書類（船荷証券等の写し） 1通
- ④ 貨物名、数量、契約関係等を証するに足る書類（インボイス、契約書等の写し）
ただし、包括的な契約を締結した上で、個別の製品に係る契約を締結している場合には、包括契約に係る届出書（別紙2）（以下「届出書」という。）2通及び当該包括契約書の写し1通を提出し、当該届出書に受付印の押印を受けることにより、以降の同様の申請において、当該包括契約書の写しの提出は、受付印が押印された当該届出書の写しに代えることができます。
- ⑤ 水産庁が確認した書類
- ⑥ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求められます。

(別紙1)

申請理由書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

電 話 番 号

輸入注意事項55第90号に基づき、特殊事由による貨物の輸入について下記のように申請します。

記

- (1) 商品名及び関税率表の番号
- (2) 数量
- (3) 取引の相手先
- (4) 原産地
- (5) 船積地域
- (6) 申請の理由及び目的

(別紙2)

包括契約に係る届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名_____

住 所_____

特殊事由による貨物の輸入に係る包括契約書につきまして、別添のとおり届出します。
なお、別添の包括契約書の内容に変更があった場合には、改めて変更後の包括契約書に基づき届出します。

※特記事項（契約番号等）